

退職者団体扱自動車保険のご案内

保険期間初日が
令和6年1月1日
～12月31日までの契約

保険期間初日が令和7年1月1日～12月31日までの契約

団体扱年一括払と大口団体割引で

一般契約に比べて

16.8%割安

保険料が約

14.5

%割安※

となります。

※①団体扱年一括払は、一般契約一時払に比べて5%割安です。②さらに大口団体割引10%が適用になります。

①と②を次のとおり連算して算出すると、約14.5%割安になります。

計算式 $1 - \{(1 - \text{団体扱年一括払割引 } 5\%) \times (1 - \text{大口団体割引 } 10\%)\} = 1 - \{(0.95) \times (0.9)\} = 14.5\%$ 割安

割引率変更のお知らせ

大口団体割引は、団体全体の「損害率(事故による保険金のお支払額)」および「ご契約台数」により毎年算出され、変動する(割引率が拡大または縮小する)場合があります。

令和7年1月1日以降の保険始期契約に適用される大口団体割引率は、「損害率」が悪化したため12.5%から10%に引き下げられました。

割引率維持・拡大のため、「事故防止」と「契約台数の増加」にご協力くださいますようお願いいたします。

下記保険会社の自動車保険を一般扱で契約されている特別会員さまは、ぜひ団体扱制度をご利用ください。



・損害保険ジャパン（株） 札幌支店法人第一支社 Tel (011) 281-6144	・共栄火災海上保険（株） 北海道支店札幌第一支社 Tel (011) 221-9375
・三井住友海上火災保険（株） 北海道支店金融法人課 Tel (011) 213-3301	・あいおいニッセイ同和損害保険（株） 札幌支店札幌支社 Tel 050-3461-7238
・東京海上日動火災保険（株） 札幌支店金融公務チーム Tel (011) 271-7285	・日新火災海上保険（株） 札幌支店 Tel (011) 241-1315
・AIG損害保険（株） 札幌営業課 Tel (011) 204-7510	・他1社

注意 「自動車共済」「車両共済(引受保険会社:損害保険ジャパン)」など共済組合の自動車保険は、団体扱制度の対象となりません。

このご案内は概要を説明したものです。保険の内容は、自動車保険のパンフレット・ご契約のしおりなどをご確認ください。ご契約に際しては、必ず「重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。詳しい内容については現在契約中の代理店までお問い合わせください。また、団体扱の対象となる方の範囲(契約者、記名被保険者、車両所有者)、団体扱特約失効時の取扱いなどご不明な点等については、現在ご契約中の代理店または引受保険会社、もしくは北海道教育互助センター(非幹事代理店)までお問い合わせください。

取扱代理店(非幹事)/お問い合わせ先

株式会社 北海道教育互助センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目2 損保ジャパン札幌ビル5階

Tel (011) 281-0037 営業時間: 月～金曜日(祝日・年末年始を除きます。)9:00～17:15

ご家族のマイカーも契約OK!!

「特別会員本人」がご契約者なら、

会員本人だけでなく **ご家族のおクルマ**※にも団体扱割引の適用が可能です。

ご家族皆さまで、北海道公立学校教職員互助会の団体扱制度をご利用ください。

※車両所有者や記名被保険者(お車を主に使用される方)が、配偶者・同居の親族・別居の扶養親族の車

団体扱割引の対象となる方の例



特別会員本人



配偶者



同居の親族
(息子・娘・息子夫婦・娘夫婦)



別居の扶養親族
(扶養する息子・娘)

お手続き方法

※表面記載の保険会社で

すでに団体扱に変更済みの方は手続き不要です。

「北海道公立学校教職員互助会の特別会員なので、団体扱に変更したい。」と、
現在ご契約されている代理店へお申し出いただき、お手続きください。

Point1

団体扱に変更する場合も、ご契約中の代理店を変更せずご継続いただけます。

Point2

「教職員互助会の特別会員番号」の登録が必要です。

- ・ご不明な場合は、北海道公立学校教職員互助会までお問い合わせください。

電話 011-271-5229 (福祉相談室直通) 011-211-6071 (特別会員グループ直通)

Point3

保険料のお支払方法は、口座振替(集金代行サービスを利用)で、「年一括払」または「長期年払」に限ります。

「分割払(月払)」や「クレジットカード払」は対象外です。

- ・口座振替(集金代行サービスを利用)の設定は、保険の契約手続きとあわせてご契約中の代理店にてお手続きください。

退職され、新たに「特別会員制度」に加入される皆さま

- ・会員お一人のみの生きがい事業の加入で、「退職者団体扱自動車保険」を利用できます。

現在ご契約されている代理店へ、「退職し教職員互助会の「特別会員制度」に加入するので、団体扱を(継続または新たに)利用したい。」とお申し出いただき、お手続きください。

- ・「特別会員番号」が通知されるまでの間は、現職時の「会員番号」を当面の間ご登録ください。